資料3

自転車通勤の促進に関する説明会

～茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて～

令和４年３月２日

茅ヶ崎市　都市部　都市政策課

ご説明内容について

①茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

②自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

ご説明内容について

①茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

②自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

第2次 ちがさき自転車プラン

計画策定：平成26年４月
計画期間：平成26年から概ね10年間

人・自転車を優先したまちづくり

- おもいやりの人づくり
- 風を感じる空間づくり
- 暮らしを楽しむ仕組みづくり

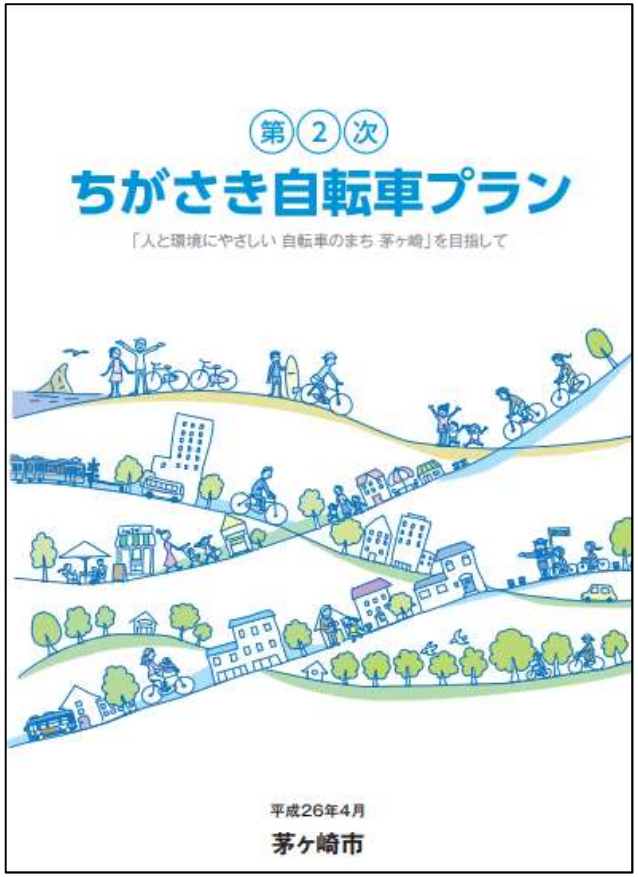

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

事業内容

茅ヶ崎市職員の自転車通勤の促進

主な事業目的

自転車通勤による身体面、精神面での健康効果の検証
自動車等からの通勤手段の転換

事業対象

茅ヶ崎市職員

本企画は、公益財団法人自転車駐車場整備センター自転車総合研究所と「自転車を活用した健康づくりに係る基本協定」を締結のもと取組みを実施した

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

調査期間　2021年2月～2021年9月

調査対象　茅ヶ崎市職員モニター20名

調査項目、データ取得方法

- ウェアラブル端末（距離、平均速度等）
- モニターが計測（体重、腹囲等の測定）
- アンケート(自転車の利用状況、健康への影響、生活への影響)

左、中央：貸出自転車　右：ウェアラブル端末

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

調査結果：体重、BMI

実験開始前後での体重の変化は、平均1.1kg減（1.6%減）
実験開始前後でのBMIの変化は、平均0.4減

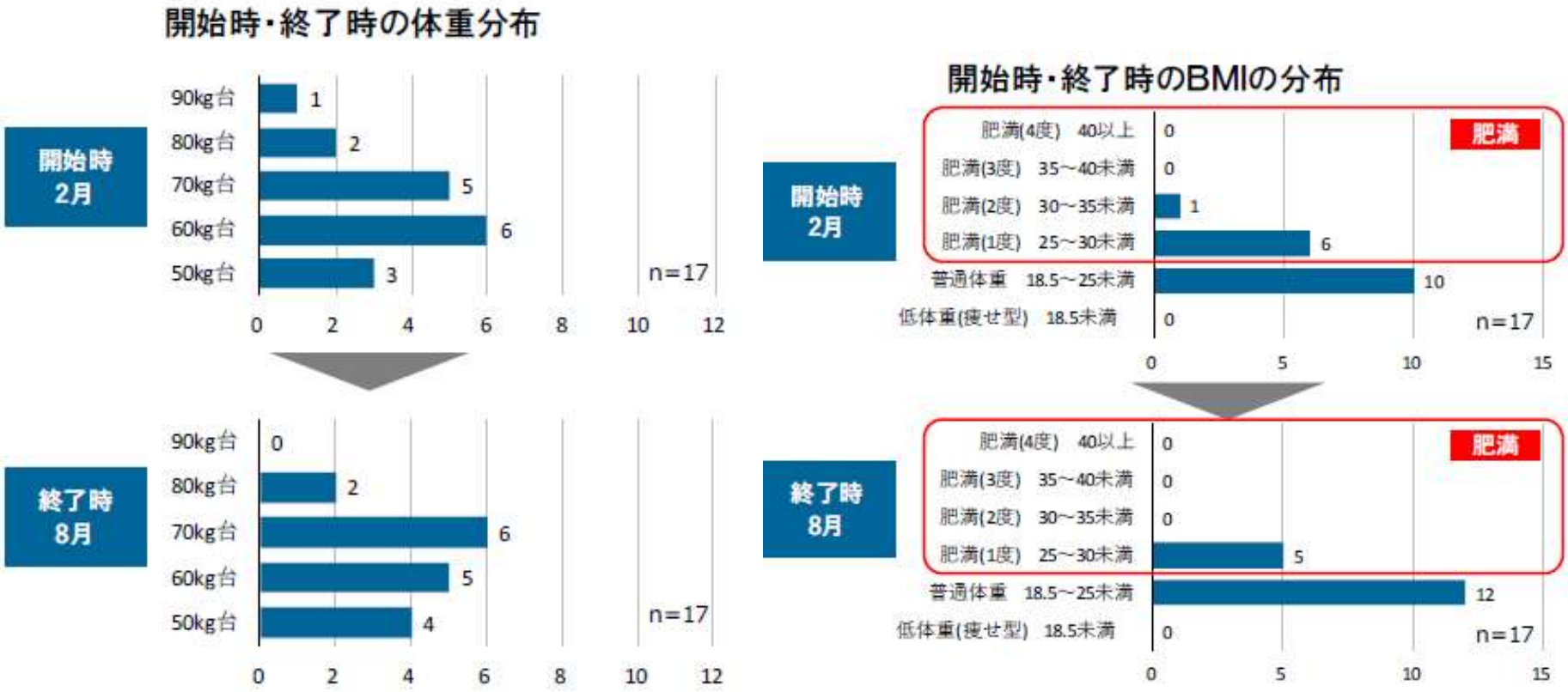

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

調査結果：精神面の変化

自転車を利用することで、仕事の効率が「効率的になったと感じる」、「やや効率的になったと感じる」と回答した人は60%
自転車を利用することで、アイデアやひらめきが湧くことが「多くなったと感じる」、「やや多くなったと感じる」と回答した人は53%

仕事の効率の変化
（実験終了後に開始時と比較）

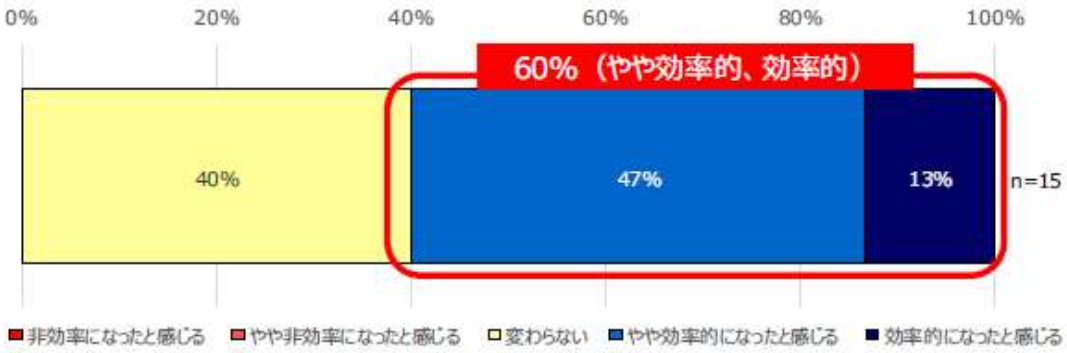

創造性の変化
（実験終了後に開始時と比較）

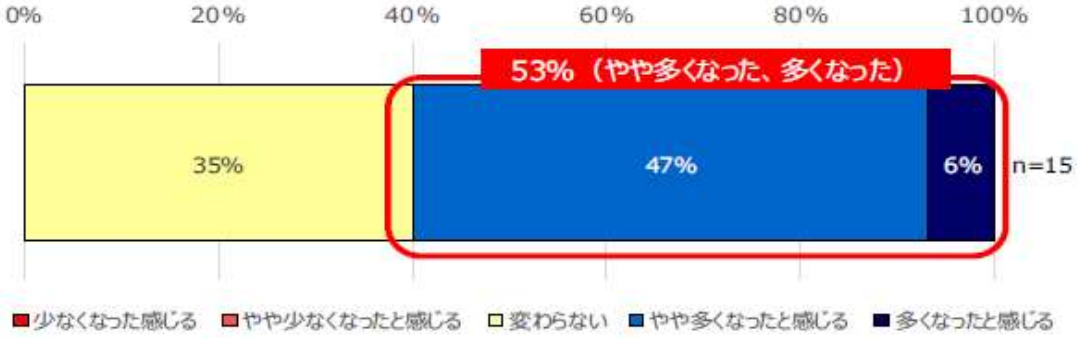

茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

調査結果の主なまとめ

- 日常の自転車利用により、体重、BMIの減少の効果がみられる。
- 日常の自転車利用により、仕事の効率の向上に一定程度寄与する。
- 日常の自転車利用により、創造性の向上に一定程度寄与する。

自転車通勤は身体的・精神的に良い効果をもたらしている

ご説明内容について

①茅ヶ崎市役所の自転車通勤に関する取組みについて

②自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

国（自転車活用推進本部）が「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの「宣言企業」に認定します。

宣言企業認定ロゴマーク

優良企業認定ロゴマーク

茅ヶ崎市も全国の市で初めて宣言企業に認定

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

宣言企業に認定されるメリット

(1)公式WEBサイト等での事業者名、住所(本社所在地)、業種を紹介します。

(2) 自転車通勤宣言企業マークを認定の有効期間内に限り使用できます。

(3)自社のホームページ等での公表「宣言企業認定証」や「宣言企業マーク」を自社のホームページや名刺等に付すことによって、社会一般へ「環境負荷軽減、従業員の健康増進に取り組んでいる企業」としてイメージアップを図ることができます。

SDGS該当項目

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

募集期間　：随時
費用負担　：無料
提出様式　：様式第1－1～1－4号（添付書類含む）
申込みは郵送（簡易書留）にて行います。
（書類受理から認定までの期間は2週間程度）
認定要件

	宣言企業	優良企業
認定要件	以下の3項目全てを満たす企業・団体 [1]従業員用駐輪場を確保 [2]交通安全教育を年1回実施 [3]自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化	自転車通勤者が、100名以上又は全従業員の2割以上を占め、 先進的な取組を行う宣言企業から、独自の積極的な取組や 地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体を認定
期間	5年間有効（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）
認定ロゴ		

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

様式第１－１

申請区分	□新　規　□更　新 □全社単位　□事業所単位

企業・団体の概要

企業・団体名													
法人番号													
代表者名													
所在地	〒												
担当者 部課係名													
担当者 役職・氏名													
担当者 連絡先	電話番号					FAX 番号							
担当者 連絡先	メールアドレス	@											
従業員数（企業・団体全体）	人	自転車通勤者数	人										

宣言企業・優良企業の認定番号	第　号	左記の認定区分	□宣言企業 □優良企業

※既に認定されている場合はご記入下さい。

（注）事業所単位で申請される際は、以下もご記入下さい。

事業所の名称	所在地	従業員数（人）	うち自転車通勤者
計			

以上

主な記載項目
- ・企業団体名
- ・法人番号
- ・代表者名
- ・所在地
- ・従業員数
- ・自転車通勤者名

添付資料
- ・会社案内・会社概要（ホームページの写し）

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

様式第１-２

事業者名称
代表者職・氏名　　㊞

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 宣言企業認定基準 確認書

認定基準の項目	認定基準	実施状況
	（１）自転車通勤を認めている　必須 自転車通勤を認めていることを明示した、社内規程・規約・規則等を提出する。（※必須）	□自転車通勤を認めている 記載箇所（　　）
（２）自転車に関する取組の実施状況	①企業・団体又は従業員が自転車通勤のための駐輪場を確保　必須 企業又は団体により従業員が利用する駐輪場を確保する、または従業員自身が個別に駐輪場を確保することを義務付けていることを示す書類を提出する。（※必須）	□企業・団体が確保 □従業員が確保 記載箇所（　　）
	②自転車で通勤する従業員向けの安全教育を年に１回以上実施　必須 様式第１－３号（安全教育実施証明書）を提出する。（※必須）	□実施している □様式第１－３号以外に添付資料がある
	③自転車で通勤する従業員の自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化　必須 自転車で通勤する従業員による自転車損害賠償責任保険への加入を義務付けていることを示す書類を提出する。（※必須）	□義務化している 記載箇所（　　）
	（３）社会通念上、認定するのにふさわしくないと判断される事由がないこと　必須 様式第１－４号（誓約書）を提出する。（※必須）	□該当しない

※実施状況欄の「記載箇所（　　）」内には、添付した書類の該当するページ数、行数等を記入、又は添付書類にマーキングし、「記載箇所（マーキング箇所）」等として下さい。

(1)自転車通勤を認めている
⇒通勤規約を添付

(2)①企業等が自転車駐輪場を確保
⇒駐輪場位置図を添付

(2)②事業者向けに自転車安全教育を年1回以上実施
⇒様式第１-３
安全教育実施証明書を提出

(2)③自転車損害賠償責任保険への加入を義務化
⇒神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例　第16条添付

(3)社会通念上、認定するのにふさわしくない事由が無いこと
⇒様式第１-４　誓約書の提出

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

様式第1-3

安 全 教 育 実 施 証 明 書

過去１年間に開催した「自転車で通勤する従業員向けの自転車安全教育」の実施状況は以下のとおりです。

(1) 実施日（期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 実施時間	時間
(3) 受講者数	人
(4) 実施内容 （※なるべく具体的に記述してください）	
(5) 実施写真等 （※当日の写真、リーフレット等を添付ください） （※こちらに添付できない場合は、別紙でご提出ください）	

主な記載項目

- 安全教育実施日
- 受講者数
- 実施内容

添付資料

- 当日の写真や資料

申請先：自転車活用推進本部長　様

事業者名称　茅ヶ崎市
代表者職・氏名　茅ヶ崎市長　佐藤 光　印

安 全 教 育 実 施 証 明 書

過去１年間に開催した「自転車で通勤する従業員向けの自転車安全教育」の実施状況は以下のとおりです。

(1) 実施日（期間）	令和元年７月１７日（水）１０：００～１１：４５
(2) 実施時間	１時間４５分
(3) 受講者数	１２３人
(4) 実施内容 （※なるべく具体的に記述してください）	「交通安全講習会」 市安全対策課の職員が講師となり、自転車の交通安全に関する研修を実施しました。 内容は、茅ヶ崎市の自転車事故の現状、自転車安全利用五則（①自転車は車道が原則、歩道は例外、②車道は左側通行、③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、④飲酒運転禁止など安全ルールを守ること、⑤子どもにはヘルメットを着用させるよう努める）を説明、自転車が加害者となり高額な損害賠償を請求されるケースの説明、「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の説明を行い、自転車損害賠償責任保険の義務化の説明及び保険加入状況確認シートの説明などを実施しました。
(5) 実施写真等 （※当日の写真、リーフレット等を添付ください） （※こちらに添付できない場合は、別紙でご提出ください）	・当日の様子（写真） ・当日スライドは【別紙４】参照。

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

様式第1-4

令和　　年　　月　　日

申請先：自転車活用推進本部長　宛て

事 業 者 名 称
代表者職・氏名　　㊞

誓　約　書

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト実施規約に基づく申請をおこなうにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

□　申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はない。
①違法行為による罰則の適用を受けた事業者
②労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された事業者
③消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった事業者

□　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業をおこなっていない。
＊　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業をおこなっている事業主は申請できません。

□　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条の定義、第３号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。

主な記載項目

- 誓約内容の確認
- チェックボックスにレを記入

【宣言企業】様式第１－４号

令和２年６月４日

申請先：自転車活用推進本部長　様

事 業 者 名 称　茅ヶ崎市
代表者職・氏名　茅ヶ崎市長　佐藤　光　㊞

誓　約　書

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト実施規約に基づく申請をおこなうにあたり、以下のことを誓約します。（□欄にチェックしてください。）

■　申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はない。
①違法行為による罰則の適用を受けた事業者
②労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された事業者
③消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった事業者

■　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業をおこなっていない。
＊　接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業をおこなっている事業主は申請できません。

■　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条の定義、第３号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。

自転車通勤推進企業 宣言プロジェクトの認定について

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

申込ページ：自転車活用推進官民連携協議会HP

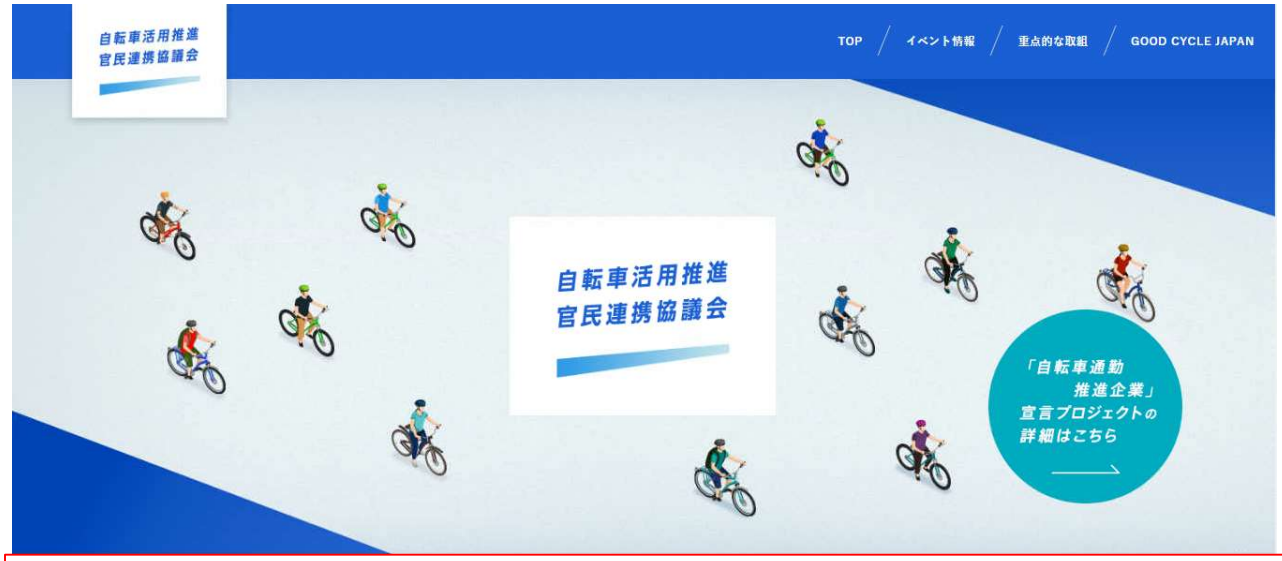

https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#section1

茅ヶ崎市　都市部　都市政策課　交通計画担当
☎電話　0467−82−1111　内線2343

ご清聴ありがとうございました。